



令和4年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験 講習会を実施します

令和4年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会を以下のとおり実施しますので、狩猟免許を取得しようとする方は、申請の上、受験してください。

1 実施日時及び会場（第2回試験）

区分	実施日	時間	場所
初心者狩猟免許試験 講習会	令和4年8月27日(土)	8:30~17:00	長野県佐久合同庁舎
狩猟免許試験	令和4年8月28日(日)		

2 受験資格

免許種	条件
網猟、わな猟	長野県に在住し、満18歳以上であること。
第一種銃猟、第二種銃猟	長野県に在住し、満20歳以上であること。

3 申請受付期間

令和4年7月25日(月)から8月5日(金)までの間に、佐久地域振興局林務課へ申請書類を提出してください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、受験者数が概ね30名に達した時は、受付期間中であっても受付を締め切ることがありますので、御了承ください。

4 試験内容及び申請方法

別紙1「令和4年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会について」のとおり

4 注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行った上で実施します。
別紙2「新型コロナウイルス感染防止対策について」を確認いただき、御協力をお願いします。
- ・佐久合同庁舎以外で実施される試験及び講習会の日程や申請書類等のダウンロードについては、長野県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/oshirase.html>

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

佐久地域振興局林務課 林務係
(課長) 竹内 純一 (担当) 原田 健司
電話 0267-63-3152 (直通)
0267-63-3111 (代表) 内線 342
FAX 0267-63-3195
E-mail sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

令和4年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会について

1 試験内容

適性検査（運動能力、視力、聴力）、技能試験（猟具の取扱いの実技試験）
知識試験（筆記試験「関係法令・猟具の知識等」及び口頭試験「鳥獣判別」）

2 受験手数料等

区 分	内 容	金 額
狩猟免許試験	はじめて狩猟免許を取得される方	受験する免許 <u>1種類につき 5,200円</u> (長野県収入証紙)
	既に狩猟免許を所持している方	受験する免許 <u>1種類につき 3,900円</u> (長野県収入証紙)
初心者狩猟免許試験講習会	受講料	無料
	テキスト代	3,400円程度 (講習会当日に現金でお持ちください。)

- ※1 長野県収入証紙は、合同庁舎売店、猟友会事務局（林務課内）、農協支所等で購入できます。
 ※2 初心者狩猟免許試験講習会は、試験受験者を対象とした事前講習会で、法令から実技まで大切なポイントを解説します。受講は必須ではありませんが、できる限り受講してください。

3 提出書類

区 分	内 容	備 考
狩猟免許試験	狩猟免許申請書 1通 (受験手数料を長野県収入証紙で添付)	※受験する免許 <u>1種類につき 1通ずつ申請書が必要</u> です。
	写真 1枚 (写真裏面に氏名・撮影年月日を記入)	※縦 3.0cm×横 2.4cmの証明写真 申請前6ヵ月以内に撮影したもの
	「医師の診断書」又は 「猟銃・空気銃所持許可証の写し」1通	※ <u>所持許可を受けていない方は、「医師の診断書」が必要</u> です。
	返信用封筒 1通	※長形 3号封筒に申請者住所・氏名を明記し、84円切手を貼付
初心者狩猟免許試験講習会	初心者狩猟免許試験講習会 受講申込書 1通	※狩猟免許試験を受験する方で講習会の受講を希望する方

※ 網・わな猟免許を受験する方も「猟銃等の所持許可」を受けていない場合は、「診断書」が必要です。

4 受付期間及び申請先

令和4年7月25日（月）から8月5日（金）【必着】

〒385-8533 佐久市跡部 65-1 佐久地域振興局林務課林務係（佐久合同庁舎）まで
 ※佐久地域以外にお住いの方は、住所地を管轄する地域振興局林務課に申請してください。

5 受験者の人数制限

新型コロナウイルス感染防止のため、**受験者を30名程度に制限**しています。
申請があった方から、先着順に受付し、人数に達した時点で募集を締め切ります。
 ※郵送の場合は、郵便到着後、開封した順番に受付しますので、申請書が届いていても開封前に人数に達した場合は、受付できませんので御了承ください。

6 その他

申請書は、佐久地域振興局林務課、市町村役場、長野県ホームページで入手できます。

新型コロナウイルス感染防止への対策について

令和4年度の狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会については、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のとおり対応します。

つきましては、受験希望者の皆様にも御協力をお願いいたします。

1 受験申請・受講申込について

・今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、試験日程、会場等を変更または中止する場合があります。その場合は、長野県ホームページでお知らせします。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/oshirase.html>)

・試験会場ごとに受験定員を設けます。

他地域からの受験希望者がいた場合は、会場の定員に余裕がある場合に受付けます。

※原則として、お住いの地域の会場で受験してください。

・申請状況によっては、受付期間内でも募集を締め切ることがあります。

・初心者狩猟免許試験講習会は、狩猟免許試験受験者のみ受講できるものとします。

2 試験・講習会会場での対応について

・試験官及び講師はマスクを着用します。

・受付時に検温をさせていただきます。

・出入口にアルコール消毒液を設置します。

・使用器具・猟具はアルコール消毒液により拭き取りを行います。

・猟具取扱い時に手袋を着用させていただきます。

・受験者の座席の間隔を確保します。

・待機位置を明示し、受験者同士の間隔を確保します。

・こまめに会場の換気を行います。

・当日の体調により受験をお断りする場合があります。

・その他、感染対策等の試験官の指示に従って受験をしてください。

◎受験者へのお願い

当日は、マスク（不織布）を着用し、咳エチケットを守るとともに、こまめに手洗い及び手指の消毒を行ってください。

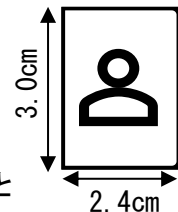
また、自宅で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られた場合は、出席を自粛してください。

講習会及び試験では、猟具の取扱いを行いますので、手袋の持参ください。

当日会場での飲食は厳禁としますので、昼食については車内や庁舎外等で取るようお願いします。（受験者同士の会話も控えてください。）

狩猟免許 Q&A

1 狩猟免許（試験・更新）		
	問	答
1-1	狩猟免許は、どうすれば取得できるのか。	長野県が開催する狩猟免許試験を受験し、合格すると取得できます。 令和4年度は、県内各地で4回開催します。 日程・会場は、長野県 HP を御確認ください。
1-2	初心者狩猟免許試験講習会は、受講しなければならないのか。	必須ではありませんが、法令から猟具の取扱い等を解説しますので、受講をお勧めします。 なお、講習会のみ受講はできません。
1-3	同時に複数の狩猟免許を受験できるのか。	可能です。ただし、受験する免許種ごとに申請書及び受験手数料が必要です。
1-4	住んでいる地域以外の会場の日程も受験できるか。	原則、お住いの地域の会場で受験となります。 なお、他会場も空きがあれば受験できる場合がありますが、局によって対応が異なるので、事前にお住いの地域の地域振興局林務課に相談してください。
1-5	わな猟免許を受験するが、医師の診断書は必要か。	猟銃等所持許可を受けてない場合、必要です。 なお、猟銃等所持許可を現に受けている場合は、所持許可証の写しを提出していただければ、医師の診断書は不要です。 ※猟銃等の所持許可は、警察での手続き等が必要
1-6	医師の診断書は、どこで作成可能か。	精神保健指定医以外のかかりつけ医でも作成が可能ですが、事前に発行の可否や料金及び発行にかかる時間を確認してください。
1-7	長野県収入証紙はどこで購入できるのか。	合同庁舎の売店、猟友会事務局（林務課内）、農協支所、一部のコンビニ等で購入できます。 また、長野県ホームページに証紙売りさばき所一覧が掲載されています。
1-8	写真は、どのようなものを添付すればよいか。	縦 3.0cm×横 2.4cm で、無帽・無背景・正面、6か月以内に撮影した、証明写真を1枚添付してください。（スナップ写真不可） ※裏面に氏名・撮影年月日を記載のこと



1-9	狩猟免許に有効期間等はあるのか。	試験に合格した年から3年後の9月14日までが有効期間です。 免許を更新するには、有効期間が満了する年に長野県が行う更新講習会を受講して、適性検査等に合格する必要があります。
1-10	有効期間の異なる複数の免許を持っているが、有効期間をまとめることは可能か。	可能です。免許の更新申請の際に、有効期間が満了していない免許も同時に更新申請をさせていただくと有効期間をまとめることができます。
1-11	狩猟免許は、全国どこでも有効なのか。	全国一円で有効ですが、狩猟をするためには、狩猟したい都道府県で狩猟登録が必要です。
2 狩猟免状の住所（氏名）変更及び再発行		
	問	答
2-1	引っ越しをしたが、手続きが必要か。	お住いの地域を管轄する地域振興局林務課に届出が必要です。 なお、届出の際に狩猟免状と変更後と変更前の住所（氏名）が確認できる書類（運転免許証・住民票等）を持参してください。
	氏名が変わったが、手続きは必要か。	
2-2	狩猟免状を無くしてしまったが、再発行は可能か。	お住いの地域を管轄する地域振興局林務課に届出することで再発行可能です。 ただし、再発行には交付手数料 1,000 円（長野県収入証紙）が必要です。
	県外で狩猟登録をするため、狩猟免状の再発行は可能か。	
3 その他		
	問	答
3-1	狩猟免許を取得していれば、どこでも狩猟できるのか。	できません。 狩猟する都道府県で狩猟登録が必要です。 なお、鳥獣保護区・公道等の狩猟が禁止されている場所や柵で囲まれた土地及び農地等の土地所有者の承諾が必要な場所もあります。
3-2	第一種（第二種）銃猟免許を取得すれば、散弾銃や空気銃等を所持できるのか。	できません。 別途、警察での猟銃等の所持許可が必要です。 また、所持許可を受けていても、狩猟免許があり、狩猟登録をしないと狩猟はできません。
3-3	免許を失効（取消）させてしまったが、どうすればよいか。	狩猟を行うためには、新しく免許試験を受験して合格する必要があります。 ただし、法令違反により免許を取消された者は、一定期間免許の受験等再取得ができません。

注：不明な点や詳細については、住所地を管轄する地域振興局林務課に御確認ください。